

めがねのまち魅力創造事業整備計画策定業務仕様書

1 業務の概要

福井県の「新幹線時代の観光地域スケールアップ支援事業」を活用し、眼鏡産業が集積する神明地区を中心とするエリアについて、現状分析等を行い、鯖江市の強みのベースとなる魅力を民間事業者、行政機関等が共有した上で、地場産業を観光素材として活かしたエリアの高付加価値化、さらなるスケールアップを実施するため、目指すべきエリアの将来像を示す「めがねのまち魅力創造事業整備計画（以下「計画」という。）」を策定する。

本業務は、地域の事業者、関連団体の代表者等を構成員とする「めがねのまち魅力創造事業整備計画策定会議（以下「策定会議」という。）」の運営を行うとともに、策定会議での議論等を踏まえながら、技術面や経済面など、多方面から課題整理を行い、目指すべき姿や実現に至る手段、具体的な取り組み内容、関係者の役割分担等を検討した上で、計画の策定を行うこととする。

2 委託期間 契約締結日から令和8年2月27日まで

ただし、令和7年10月31日までに中間報告書を提出すること。

3 業務範囲 神明エリアを中心とした市内全域

4 業務内容

本業務の実施にあたっては、策定会議参加者や地元関係者等と協働しながら、神明エリアを中心に、市内全域に点在する各観光地・施設との整合性や配置等を踏まえ、お互いの相乗効果やエリアの拠点性のスケールアップ等まちづくりの観点を加えながら、市全体のあるべき姿を具体化し、計画として取りまとめることとする。

（1）市内の現況整理

計画策定に先立ち、市内の現況を整理すること。

ア 上位・関連計画の位置づけの整理

イ 歴史・都市構造等の位置づけの整理

ウ 都市計画の整理

エ 主な施設（公共施設、民間施設等）の整理

オ 土地利用状況（空き家、空き店舗、空き地など）の整理

カ 既存公共施設等の利用状況の整理

キ 公共交通（鉄道、バス、タクシー、レンタサイクル等）利用状況の整理

ク ア～キを踏まえたエリアの特性（ポテンシャル）の整理

ケ その他策定会議の議論の中で必要となる情報の整理

（２） 計画には下記の内容を含めること。

ア 本市の「本物」の価値をもつ観光素材を活かし、観光地域の高付加価値化、観光消費額増加等を図る取組みを実施する計画

イ 観光地域内のまち歩きを推進する取組みを実施する計画

ウ 地域内に複数（５者以上）の事業者（宿泊事業者・土産物店・飲食店・観光施設・交通事業者等）を持ち、地域一体となって観光地域づくりを実施する計画

エ 地域内の滞在時間伸長、観光消費額増加に資するハード事業およびソフト事業を展開する計画

（３） 策定会議の運営

ア 公民連携で計画策定を行うため、関係者間で意見交換や調整、課題解決策の検討を行う策定会議の運営を行うこと（策定会議の開催は３回を想定しているが、進捗状況等に応じて、開催時期や回数が変更となる場合がある。また、策定会議のほかに、ミーティングや勉強会などを行う場合もある。その際は、委託者と協議しながら、柔軟に対応すること。）

イ 策定会議開催における論点の整理、課題の提供を行うとともに、策定会議に必要な資料（検討過程における図面やイメージ図等の作成・修正を含む。）を作成すること

ウ 策定会議終了後、速やかに議事録を作成し提出すること

（４） 課題の整理と具体的な取組み等の検討

策定会議での意見等を踏まえ、検討項目を整理し、検討項目ごとに技術面や経済面などから課題を整理し、目指すべき計画や具体的な取組み等について検討する。

ア 眼鏡産地を中心としたエリアの観光素材を活かした高付加価値化、さらなるスケールアップを目指すための計画を検討すること（計画案については、策定会議の他に、市民参加の意見交換等の手法により、その計画の実現性や有効性等について、広く意見を求めること。）

イ 計画に基づく観光まちづくりを行っていくための推進体制や組織の設立について検討をおこなうこと

(5) 計画実現に向けた方策の検討

ア 地域の事業者や住民等との意見交換等を通じて、今後の個別事業内容や推進スケジュールの検討をおこなうこと（なお、必要に応じて、(2) および(3) の検討にフィードバックさせること）

(6) 計画（素案）の作成

ア (1) から(5) までの内容をもとに、神明エリアを中心とした本市の観光まちづくりのビジョンや個別事業案を盛り込んだ中間報告書を作成すること。中間報告書には、策定会議や意見交換等に基づく方向性、課題整理、主要事業の構想などを含むこと。

イ 中間報告書をもとに委託者との協議を行い、必要に応じて修正を加えた上で、最終的な計画（素案）の本編、概要版および計画のイメージ図を作成すること

ウ 市民等からの意見募集を行った際には、寄せられた意見を取りまとめ、必要に応じて計画（素案）の修正を行うこと

(7) 中間報告書の位置付けと取り扱い

中間報告書は、委託業務の進捗状況や検討経過、方向性の確認を行うための成果物であり、委託者と合意形成を図った上で、計画の具体化や本格的な事業実施に向けた準備に活用されるものとする。

(8) 打合せの実施

本業務の実施に際しては、着手時や策定会議開催前、成果物提出時のほか、委託者が必要と判断した場合、打合せを実施し、打合せを実施した際は、打合せの内容をまとめた記録簿の提出をおこなうこと

5 成果物

(1) 中間報告書 1部

ア 計画素案に至る検討経過、現時点での課題整理、方向性の提示を含むこと

イ 委託者からの意見を受け、必要に応じて計画案の修正を行うこと

(2) めがねのまち魅力創造事業整備計画

ア 編集可能な電子データを保存した電子媒体（CD-R等） 2部

イ 印刷物（簡易製本） 2部

(3) 策定会議資料等 1部

(4) 策定会議議事録 1部

6 委託契約上限額

5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税および地方消費税含む）

7 特記事項

- （１） 本業務の実施に際しては、業務内容の実施状況を定期的に報告するなど、産業振興課との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること
- （２） 受託者は委託者の内部調整等に協力すること
- （３） 仕様の変更、仕様書に記載のない事項については委託者および受託者が両者協議し決定すること
- （４） 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告、協議を行い、その指示を受けること
- （５） 本業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- （６） 本業務における成果品および業務中に作成した資料の所有権および著作権は、すべて委託者に帰属するものとする